



小値賀町公告第10号
8 値産振備第1号

入札公告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び小値賀町財務規則（平成24年3月26日規則第1号。以下「財務規則」という。）第110条の定めるところにより公告します。

令和8年4月17日

小値賀町長 西村久



1. 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業主体：小値賀町
- (2) 事業名：ラジコン草刈機導入事業
- (3) 納品場所：小値賀町産業振興課（笛吹郷2376番地1）
- (4) 納品期限：令和8年5月29日限り
- (5) 購入物品：ラジコン草刈機
- (6) 入札の方法

- ① 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
- ② 入札書は郵送により提出すること。この場合、代理人による入札は認められない。

2. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として町長が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申し立てがなされている者でないもの。
- (4) この公告の日から開札日までの間において、指名停止の措置を小値賀町から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から開札日までの間において、小値賀町が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (6) 入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。

3. 一般競争入札参加申請書の提出

- (1) 入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。
 - ① 提出期限：令和8年4月28日（火曜日）17時00分まで
 - ② 提出場所：小値賀町役場 産業振興課 産業振興班 商工観光係

4. 同等品承認願いの提出場所及び期限

- ① 提出期限：令和8年4月28日（火曜日）17時00分まで
- ② 提出場所：小値賀町役場 産業振興課 産業振興班 商工観光係

5. 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

- ① 提出期限：令和 8 年 5 月 1 日（金曜日） 15時00分 まで
- ② 提出場所：小値賀町
- ③ 提出方法：郵送（一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便のいずれかの方法）により受領期限内必着。なお、悪天候（大雨、大雪、台風接近等）が予想される場合には、受領期限を延期することがある。

6. 入札書の開札の日時及び場所

- ① 開札日時：令和 8 年 5 月 1 日（金曜日） 15時00分 開札
- ② 開札場所：小値賀町役場2階 町長室

※開札時刻までに到着しなかったものは、当該入札はなかったものとする。なお、入札当日の気象条件（大雨、大雪、台風接近等）により、役場への入札書の到着に支障が生じることが予想される場合は、開札を延期することがある。

7. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積る契約金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 町を被保険者とする入札保証保険契約（契約金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本町若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するものを提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 町を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本町若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するものを提出する場合

8. 入札の無効

小値賀町財務規則第116条に該当する場合のほか、入札参加者間に一定の系列関係があると認められる場合は入札無効とする。

9. 落札者の決定方法

- (1) 財務規則第111条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをしたものを契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、当該入札者に代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を小値賀町から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、小値賀町が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

10. その他

- (1) この競争入札に関する詳細は入札説明書及び特記仕様書による。
- (2) 請負業者にて契約書を作成するものとする。

11. 当該契約に関する事務を担当する部局等の名称

名 称：小値賀町役場 産業振興課 産業振興班 商工観光係
住 所：長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2376番地1
電 話：0959-56-3111
F A X：0959-56-4185
E - mail：kankou@town.ojika.lg.jp